

まちなか居住推進事業補助金

（雁木通りの街なみ形成支援）

〈問い合わせ先〉
都市整備課
市街地整備係
電話：025-520-5764

歴史的な街なみの保存及び継承を図り、良好で魅力的な街なみを形成するため、修景事業に要する経費の一部を支援します。

対 象 者

次の条件を全て満たす人又は団体

- 補助対象区域内に住宅等を所有していること
- 市税を完納していること

補 助 対 象 経 費

施工業者に発注する以下の工事

- ・ 雁木及び雁木下の歩行面の整備費、修景費、除却費
- ・ 外観（道路に面する部分に限る）の住宅等修景費、建築設備等修景費
- ・ 屋根の住宅等修景費

補 助 額 、 補 助 率

- ・ 修景事業に要する経費の5/6（1,000円未満の端数は切り捨て）
- ・ 雁木及び雁木下の歩行面に係る整備費、修景費の補助上限額は30万円/m

事 業 要 望

- ・ 補助金の申請を予定する人は、建築工事等に着手する年の前年5月31日までに、事業要望書（別記第1号様式）を提出してください。

事業要望に必要な書類

- ・ 補助金事業要望書（別記第1号様式）
- ・ 補助対象事業に係る見積書の写し
- ・ 住宅等の所有者が分かる資料（資産証明書等） など

留意いただくこと

- ・ 施工業者は、市内に本社を有する住宅関連業者又は当該住宅の建築工事を施工した元請業者に限ります。
- ・ 事業着手前に申請を行い、交付決定を受けてから事業に着手してください。
- ・ 交付決定は、予算の範囲内及び事業要望額の範囲内となります。
- ・ 詳細は、交付要綱及び事務取扱要領をご確認ください。

事業要望から支払いまでの流れ

申 請 者

市 長

(工事の前年度)



(工事の施工年度)

